

## 和 (なごみ)合同事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5 6F  
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118  
〒105-0012 東京都港区芝大門 1-2-7 2F  
Tel 03-3431-2381 Fax 03-3431-2386

## パグゼス株式会社

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5 6F  
Tel 06-6945-5750 Fax 06-6945-5760

March, 2006

# なごみ便り

[www.101dog.co.jp](http://www.101dog.co.jp)

## 忘れていませんか・・・？確定申告

いよいよ確定申告も終盤にさしかかりました。

今年は確定申告の必要なしと思っていた人も、下記の項目に該当すると税金の還付を受けることができる可能性があります。

### 思い当たるものがあれば、確定申告を！

ローンを組んでマイホームを購入・新築・リフォームした

家族全員の医療費の自己負担が10万円を超えた

退職したあと、再就職していない

災害や盗難などの被害に遭った

国や地方自治体、赤十字などに1万円以上の寄付をした

投稿やモニター謝礼が源泉徴収されていた

生命保険料や損害保険料の控除を年末調整でし忘れた

パートやアルバイトをして年末調整を受けていない

マイホームを買い換えて買値より損をした

ゴルフ会員権を売却して買値より損をした

株式売買で損をした&配当金を受け取った 等



今年の確定申告の期限は2月16日から3月15日までですが、還付申告は1月1日から5年間です。(ただし会社員など確定申告していない人に限ります)

詳しくは当事務所担当者にお尋ね下さい。

お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

## 平成17年分の確定申告の留意点

平成17年分の確定申告は、平成18年2月16日（木）から平成18年3月15日（水）です。

確定申告で留意すべき点（改正点やよく忘れがちなど）をまとめてみました。

### 国民年金は納税証明書を添付

国民年金保険料に係る社会保険料控除の適用に当たって、納付したことを証明する書類を確定申告又は年末調整の際に添付等しなければならないこととなりました。

### 老年者控除の廃止・公的年金控除の縮小

老年者控除（65歳以上でその年の合計所得金額が1,000万円以下の人は所得から50万円控除）が廃止になりました。さらに、公的年金控除が縮小になりました。

青色申告控除55万円の方は65万円、45万円の方は10万円

青色申告控除とは、不動産所得（事業的規模）又は事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む青色申告者でかつ指定された帳簿をつけている人に適用されます。山林所得の人を除き正規の簿記の原則を適用している場合には65万円（平成16年分までは55万円）を、簡易方式の場合には10万円（平成16年分までは45万円）を所得から控除することができます。

## 忘れていませんか・・・？消費税の申告

以下のいずれかに該当する個人事業者の方は、平成17年分の消費税及び地方消費税の確定申告が必要で

基準期間（平成15年分）の課税売上高が1,000万円を超える方

基準期間（平成15年分）の課税売上高が1,000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方

消費税の申告期限は平成18年3月31日（金）となっておりますので初めて申告される方はご注意ください。

（文章：谷村・西浦）

～ 経営者の皆様へ～

**毎週金曜日、無料相談を実施しております！！**

「会社を創ろう！」・「脱サラして独立しよう！」とお考えの方をご紹介下さい。当事務所では、そのような方々の為に、「司法書士との提携」、「創業支援パック」といった低価格サービスをご用意しております。つきましては、事前にご予約下さいますよう、よろしくお願い致します。（06-6944-4117まで）